

大月町防災行政デジタル無線更新（機能強化）工事に伴う

調査実施設計業務

仕 様 書

令和8年 4月

大 月 町

<目 次>

第1章 総 則

1. 適用範囲	1
2. 業務の目的	1
3. 業務名	1
4. 業務場所	1
5. 業務期間	1
6. 受託者の条件	1
7. 関係法令等	2
8. 中立性及び秘密の保持	3
9. 現地調査	3
10. 疑義等の対応	3
11. 関係各庁等との協議	3
12. 実験局	3
13. 業務計画書	3

第2章 業務内容

1. 委託業務内容	4
2. 会議等打合せ	6
3. 成果品	6

第1章 総 則

1. 適用範囲

本仕様書は、大月町（以下「委託者」という。）が計画する防災行政デジタル無線更新（機能強化）工事について、受託者に調査実施設計業務を委託するに当たり、必要な仕様等を定めて適用するものである。

2. 業務の目的

本業務は、委託者が行う住民向けの迅速かつ適切な防災情報の提供の充実に図るために、防災行政デジタル無線設備の更新（機能強化）に必要な調査及び実施設計を行うものである。これにより、住民への広報を迅速かつ的確に行うことで、住民の生命の確保を図ることを目的とする。

調査設計にあたっては、大月町の地域特性（自然条件・地形など）や、保有する情報通信基盤の整備状況を十分に考慮し、将来の社会情勢の変化にも対応可能であり、且つ経済的、合理的な施設整備を図ることを念頭においた実施設計を行うものとする。

また、委託者が平成21年度総務省地域情報通信基盤整備推進交付金事業及び、内閣府デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し整備したIP告知放送システムのIP告知端末が、音声による情報伝達サービスを屋外拡声子局と設備共用し放送を行っているため、運用方法の見直しを含め運用に支障のないよう実施設計を行うこと。

3. 業務名

大月町防災行政デジタル無線更新（機能強化）工事に伴う調査実施設計業務

4. 業務場所

大月町全域

5. 業務期間

契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月31日

6. 受託者の条件

(1) 管理技術者および照査技術者の資格

配置技術者は、第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者とする。また、IP告知端末（京セラみらいエンビジョン（株）製）との連携を行うため、1級電気通信工事施工管理技士の資格も有すること。

配置技術者は、業務開始時に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることとする。受託者は、必要資格の資格者証の写し、雇用関係を示す証明書類の写しを提出すること。

また、管理技術者、照査技術者の兼務は不可とする。

(2) 業務実績

防災行政デジタル無線および、情報基盤整備の実施設計業務の元請実績が四国内であること。

(3) 情報セキュリティ対策

本業務を遂行するうえで、知り得た情報、提供された各種の資料については、情報機密の観点から、外部に情報が漏れないよう万全を期するものとし、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）または、プライバシーマークを取得していること。

(4) 回線設計システム

机上回線設計を検討するうえで、委託者が要求するエリアシミュレーション等を速やかに対応出来るよう、回線設計システムは自社で保有すること。

(5) 条件の確認

入札の事前に際して、上記（1）～（4）を証する書類の写しを委託者に提出すること。

7. 関係法令等

- (1) 電波法及び関係規則、告示
- (2) 放送法及び関係規則
- (3) 有線電気通信法及び同法施行令、同法施行規則
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 電気通信事業法及び同法関係規則
- (6) 建設業法及び同法関係規則
- (7) 建築基準法及び同法施行令
- (8) 道路法
- (9) 道路交通法
- (10) 日本産業規格（JIS）
- (11) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (12) 労働安全衛生法及び同法関係規則
- (13) 大月町地域防災計画等諸規則
- (14) 地方自治法
- (15) その他関係法規等

8. 中立性及び秘密の保持

受託者は、常に中立性を保持するように努めなければならない。また、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

9. 現地調査

本業務の着手にあたって、事前に対象地域及び周辺の現況を十分に調査し、地理・地形等に精通していること。

10. 疑義等の対応

本業務の遂行に際し疑義等が生じたときは、委託者と十分協議の上、的確に対応すること。

11. 関係官庁等との協議

関係官庁等との協議に係る資料・書類（各種許可申請、免許申請等）の作成は本業務に含むものとする。

12. 実験局

電波伝搬調査等の際に使用する実験局は、電波法省令第6条により総務省より直接免許を受けた実験局であること。

13. 業務計画書

受託者は、本業務を実施するにあたり、次の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務着手届（業務完了時は完了届）
- (3) 配置技術者届
- (4) 業務工程表
- (5) その他発注者が必要とする書類

第2章 業務内容

1. 委託業務内容

(1) 計画概要（既設設備）

① 親局設備	1 式	大月町役場
② 中継局	1 局	大洞山
③ 遠隔制御装置	1 台	大月消防分署
④ 再送信局	2 局	安満地局、龍ヶ迫局
⑤ 再送信子局	3 局	大駄馬局、大浦局、小才角 AB局
⑥ 屋外拡声子局	42 局	(内訳) アンサーバックのみ：7局 アンサーバック及び屋外 拡声器：10局 屋外拡声器のみ：25局
⑦ IP告知端末のみ	1 台	芳ノ沢（芳ノ沢小学校跡）

(2) 既設設備調査

① 既設システムの調査

既設システム親局の操作机等の設置場所及び電源の状況や周囲の環境、空中線設置場所等について調査を行う。

中継局、再送信子局、屋外拡声子局について必ず現地での調査を行い、局舎・鋼管柱等の再利用が可能か目視で確認の上、調査報告書を作成すること。

既設システムは町内にある情報基盤（FTTHを用いたIP告知システム）と連携しているが、その方式について確認を行い更新後も同等の運用が出来るよう実施設計に反映させること。

② 委託者ニーズのヒアリング

上記既設システムの整備後の環境変化により、必要性の薄れた付帯システムが無いか、より強化すべき機能、屋外拡声子局の整備箇所は無いかについてヒアリングを行い、実施設計に反映すること。

(3) 机上検討

① 設備配置検討

上記の既設拡声子局に加えて追加で設置が必要と判断されたエリアでの設置候補地を整理し、屋外拡声子局の配置を検討すること。

② 避難計画検討

地区ごとの避難勧告等の発令基準や、発令の地区単位の検討、避難所の開設等の災害ごとの避難計画を考慮した、屋外拡声子局配置、群・グループ放送の設定・運用状況を確認し、システムの設計に反映するものとする。

③ 机上回線設計

基地局からの電波伝搬を机上にてシミュレーションし、屋外拡声子局（既設場所及び新設候補地）に漏れなくカバーできることを確認すること。

基地局、再送信子局と屋外拡声子局の机上計算による回線設計を行い、十分な回線品質を確保できることを確認するものとする。

回線設計の成果品として、エリアシミュレーション、プロフィール等を盛り込んだ回線設計報告書を作成するものとする。

④ 机上音響伝搬設計

屋外拡声子局の新設が発生した場合、設置候補地より音響を机上にてシミュレーションし、スピーカーの種類、数量を検討し音響設計報告書を作成するものとする。

(4) 電波伝搬調査

① 電波伝搬調査

基地局及び再送信子局より、実験波による電波伝搬測定を行い、十分な回線品質を確保できる屋外拡声子局を選定すること。結果を電波伝搬調査報告書としてまとめること。

(5) システム設計

① 設計計画

既設設備の利用等を考慮し、無駄のないシステム構成を検討するものとする。

危機管理室の運用を考慮し、親局設備の配置について最適な配置を検討するものとする。

更新については、既設設備との並行稼働期間について、既設設備もしくは新設設備の仮設、暫定統合等の運用に支障を及ぼさないよう、円滑な移行計画を策定すること。

（更新計画は1年および2年計画の両方を提出）

また、IP告知システムとの連携方法について現在の運用と同等の運用が出来るよう設計を行うこと。

② 工事発注仕様書の作成

現地調査に基づき、システムの構成に必要な基地局・再送信子局や拡声子局の機器仕様を検討し、工事発注仕様書を作成するものとする。

③ その他

工事発注に必要な書類の作成を行うものとする。

(6) 設計図面

システム構成図、基地局・再送信子局の機器配置図、配線配管図、屋外拡声子局の設置平面図及び機器の装柱図、外観図など、設置の際に必要な図面を作成するものとする。

(7) 積算内訳書

設計図面に基づき、機器数量及び工数の拾い出しを行うものとする。また、数量計算により事業費を算出すること。

(8) 維持管理費用の積算、設計監理業務仕様書および費用積算の作成

システム構成の検討結果に基づき、整備後 10 年間におけるシステムの保守管理費用および維持管理費用などを算出すること。

工事の施工時に対応する、設計監理業務について、業務仕様書の作成および費用も算出すること。

2. 会議等打ち合わせ

受託者は本業務の実施に際し、定例会議を原則月 1 回開催し、全ての会議に出席すること。また、必要に応じて随時開催することとし、会議における打ち合わせ事項等について適宜記録を残すこととする。

3. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、提出部数は 2 部とし、別途 CD-R 等の電子媒体も 1 部提出すること。

(1) 調査報告書

- ① 電波伝搬調査報告書
- ② 音達調査報告書
- ③ 現地調査報告書（設置場所等）

(2) 設置計画書

- ① 回線設計報告書
- ② 屋外拡声子局配置図（設置場所の緯度経度、スピーカー設置場所の別、種類、出力数、方角、アンテナの方角、素子数等を含む）

(3) 設計図書

- ① システム構築及びシステム系統図
- ② 実施設計書（積算内訳書、設計図面）
- ③ 工事発注仕様書
- ④ 関係官庁への提出書類
- ⑤ 総務省四国総合通信局ヒアリング資料（無線設置計画書ほか）

- ⑥ 維持管理費用の報告書
- ⑦ 施工監理業務仕様書および費用積算
- ⑧ その他、委託者が必要とする書類

以上